



地域の力を まちづくりに

地域連絡協議会は…

地域連絡協議会は、市内（名寄地区）7つの小学校区域を基本にして、校区エリアの町内会長を中心に組織されています。

市民が主役のまちづくりを進めるためには、市民の皆さんがまちづくりに参加する機会や市がどういった仕事をしようとしているのか、進めているのかなどの内容を知る機会が増えることが必要です。

昨年 11月、南小学校区域を皮切りに小学校区域を基本にした新たな地域組織が7地区で立ち上がりました。これらの地域組織は、地域連絡協議会としてこれまで町内会長を始め町内会役員の皆さんと幾度となく意見交換を重ねて設立したものです。「市民が主役のまちづくり」を進める一つの仕組みとして、市民がまちづくりに参加するとともに、参加するための情報を共有する場になることを目指す名寄地区の取り組みについてお知らせします。

地域連絡協議会は、そうした機会や場の一つになることを目的としています。

町内会が果たしている役割

地域の皆さんが安心して暮らすために活動をしている主な組織に町内会があります。

町内会は、地域の人たちがつながりを持ち、それぞれが、持てる力を出し合いながら地域ぐるみで活動しています。また、広報なよろや市のお知らせは、町内会の回覧板などを通じて市民の皆さんに届けられています。

このように、近隣の関係づくりや身近な生活課題を解決する場として、また情報が伝達される場としての役割を町内会が担っています。

しかし、個々の町内会で活動しているなかには、子どもの見

守りなどのように広域で取り組みればより効果が得られる活動や防災活動などのように、広域で取り組んでこそ有効な活動も見られています。

地域連絡協議会が
目指す役割

町内会の枠をこえた活動の取り組み

町内会が担っている役割や地域ぐるみの力を大事にしながら、さらに広い区域でも活動できる。また、広い区域のほうが有効である。そうした活動区域の拡大の必要性を訴え、地域連絡協議会が設立されました。

小学校区域で活動するにあたっては、構成する町内会の数など、区域ごとに環境が異なっていますので、地域特性をふまえた活動をそれぞれで模索しながら動き始めています。

情報の共有から まちづくりへの参加へ

「市民が主役のまちづくり」は、市政が市民の意見をもとに進められるということでもあります。名寄市のまちづくりの指針となる総合計画は、市民の議論によって策定されていますし、市の仕事は総合計画に基づいて進められています。

具体的な施策や事業を展開する際には、市民への情報提供や説明、また市民の意見を施策や

設立に至る協議(意見交換)経過

- H19.1 町内会連合会「町内会長交流研修会」で地域自治区の考え方について説明、意見交換
- H19.6～H19.9 37町内会1地区の役員会で地域自治区の創設について説明、意見交換
- H19.11 まちづくり懇談会で「これからの地域づくり」について意見交換
- H20.1 町内会連合会「町内会長交流研修会」で「これからの地域づくり」について意見交換
- H20.2～H20.3 小学校区域ごとで町内会役員に地域連絡協議会の設置について説明、意見交換
- H20.6～H20.11 小学校区域ごとに町内会長と意見交換

事業に反映するため、市では広報によるや出前トーク、事業ごとの説明会を行っています。また、町内会連合会、行政区長会が主催するまちづくり懇談会などを通じて、市民に情報を提供したり、意見を聴く機会を持っています。

こうした市からの情報提供や、市民の意見が市政に反映される場が多ければ多いほど、市民がまちづくりに参加する機会が増えることとなります。

地域連絡協議会が 目指す役割

自分たちが暮らす地域の課題やまちづくりに関して、地域住民の意見を行政に反映させる場

地域連絡協議会は、市民の意見を反映する場としてまちづくりに参加する機会の一つになると同時に、まちづくりについて考える場になることを目指しています。

地域連絡協議会と 市の連携

地域連絡協議会は、自主的な組織として設立されたもので、財源を持ち寄っているわけではありません。そのため、協議会

として具体的に活動する際の費用や協議会を運営していくための費用として地域連絡協議会が主体となつて、地域の住民が、住民相互、各団体、行政などと協働して行う活動に要する経費について5万円を上限とする交付金と協議会の運営に要する直接的な経費について1万円を上限とする交付金をもって充てることにしています。

総合計画の推進

総合計画では、まちの将来像を実現するために5つの基本目標を掲げています。その一つが「市民と行政との協働のまちづくり」です。

具体的な方向性の一つとして「市民がまちづくりに参加できる機会を広げ、市民自治の制度的な仕組みづくりに努める。」とされています。

この地域連絡協議会がその仕組みとなり、市民と行政だけではなく、市民相互、各団体・組織との協働を進める場となることを目指して市民が主体のまちづくりを進めていきます。

7地区でそれぞれ設立された組織

昨年11月から今年の3月までに順次、7地区の地域連絡協議会がたちあがりました。

町内会長を始め町内会役員との意見交換を重ね、地域の主体性を重視した協議会の設置ということもあり、組織の名称などはそれぞれの意向を反映しています。

- 1 南地区・地域づくり協議会(南小学校区域)
- 2 西小地域連絡協議会(西小学校区域:智恵文支所区域を除く)
- 3 西地区地域連絡協議会(豊西小学校区域)
- 4 北地区連絡協議会(名寄小学校区域)
- 5 東地区連絡協議会(東小学校区域)
- 6 中名寄地域づくり協議会(中名寄小学校区域)
- 7 智恵文地区町内会連絡協議会(智恵文支所区域:これまで活動している既存の協議会が役割を担います)
(町内会を基本にしていますので、学校区域と異なる箇所があります)